

吳市教育委員会議題  
(令和5年9月22日定例会)

吳市教育委員会



令和5年9月22日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第27号 専決処分について
- 4 報告第28号 寄附受納について
- 5 報告第29号 寄附受納について
- 6 教議第42号 呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について



報告第27号

専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、令和5年8月25日次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

1 賠償の理由

除草作業中の事故による車両損傷

2 賠償金額

50,380円（全国市長会学校災害賠償補償保険適用）

3 賠償の相手方

呉市在住の個人

4 損害の状況

令和5年8月2日午前10時から午前11時30分頃までの間、呉市立原小学校（呉市阿賀北4丁目3番16号）敷地内において、同校の学校業務員が、刈払機を使用して除草作業を行っていたところ、当該刈払機に跳ね飛ばされた石が、同校敷地内に駐車していた相手方所有の軽乗用車の左前窓ガラスに接触し、これに損傷を与えたものである。



## 寄附受納について (報告)

呉高等学校

呉高等学校に、呉豊栄高等学校の関係者と思われる人物から匿名で、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名 称	価 格	受納年月日
匿 名 (呉豊栄高等学校関係者)	現金	200,000 円	R5. 8. 28





## 寄附受納について

文化振興課

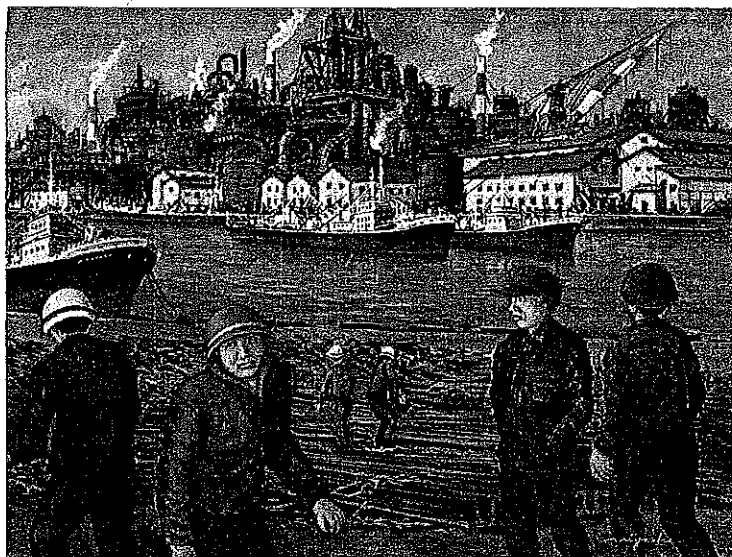
呉市立美術館の美術品として、次のとおり寄附申込みがあったので、これを受納した。

No.	寄附申込者	分類	作者	題名	評価額(円)	受納年月日
1	久保 俊寛	アクリル画	くほ じゆんかん 久保 俊寛	酔っぱらい ほか1点	計1,000,000	R5.8.21
2	藤崎 淑子	水彩画	みよし ただよし 三好 忠義	臨海工場(仮題)	500,000	R5.8.21
3	横山 由紀子	日本画	ますい みえこ 益井 三重子	舞姫の囀	200,000	R5.8.21
4	岡本 隆寛	油彩画	おかもと じゆんかん 岡本 隆寛	縄文の詩	1,000,000	R5.8.21
5	鷹橋 照子	油彩画	おかべ しげお 岡部 繁夫	月光	2,000,000	R5.8.21
6	林 康夫	陶芸	はやし やすお 林 康夫	Torsoほか6点	計7,300,000	R5.8.21
7	清水 六兵衛	彫刻	きよみず きゅうべえ 清水 九兵衛	CORRELATION ほか4点	計14,500,000	R5.8.21
					計26,500,000	

寄附作品（抜粋）



久保俊寛《酔っぱらい》



三好忠義《臨海工場》（仮題）



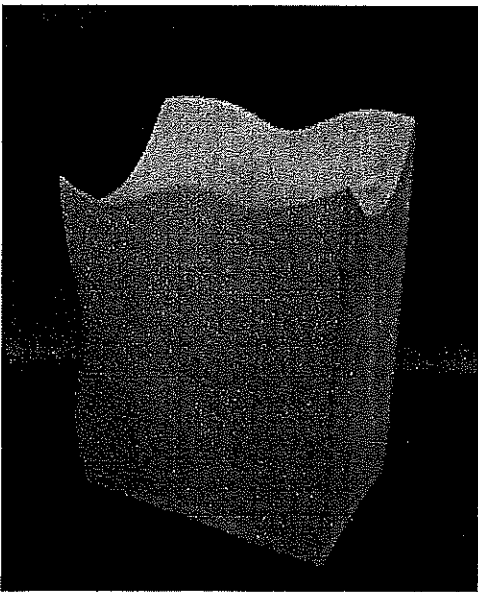
益井三重子《舞姫の囃》



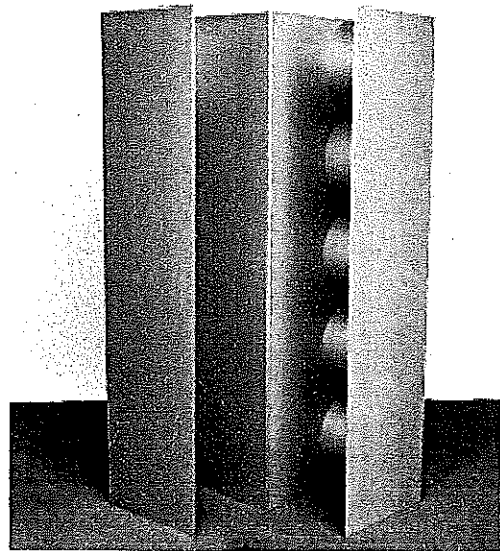
岡本隆寛《縄文の詩》



岡部繁夫《月光》



林康夫《Torso》



清水九兵衛《CORRELATION》



教議第42号

呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について  
呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止する規則を次のように定める。

呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止する規則

呉市教育委員会教職員住宅管理規則（平成17年呉市教育委員会規則第6号）は、  
廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（呉市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

2 呉市教育委員会事務局組織規則（昭和49年呉市教育委員会規則第1号）の一  
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で  
示すように改正する。

改正前	改正後
（分掌事務） 第5条 略 2 略 （1）～（8） 略 （9） <u>教職員住宅及び学校給食共同調理場の営修繕並びに教職員住宅の管理</u> に関すること。 （10）～（15） 略 3・4 略	（分掌事務） 第5条 略 2 略 （1）～（8） 略 （9）学校給食共同調理場の営修繕に関 すること。 （10）～（15） 略 3・4 略

（提案理由）

教職員住宅を廃止するため、この規則案を提出する。

# 議案資料 呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について

## 1 教職員住宅の廃止理由

沖友下西垣内住宅は、施設の老朽化が著しく、今後の利用が見込まれないため、当該施設を廃止するものです。

これに伴い、全ての教職員住宅が廃止となるため、呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止するとともに、呉市教育委員会事務局組織規則の一部改正を行います。

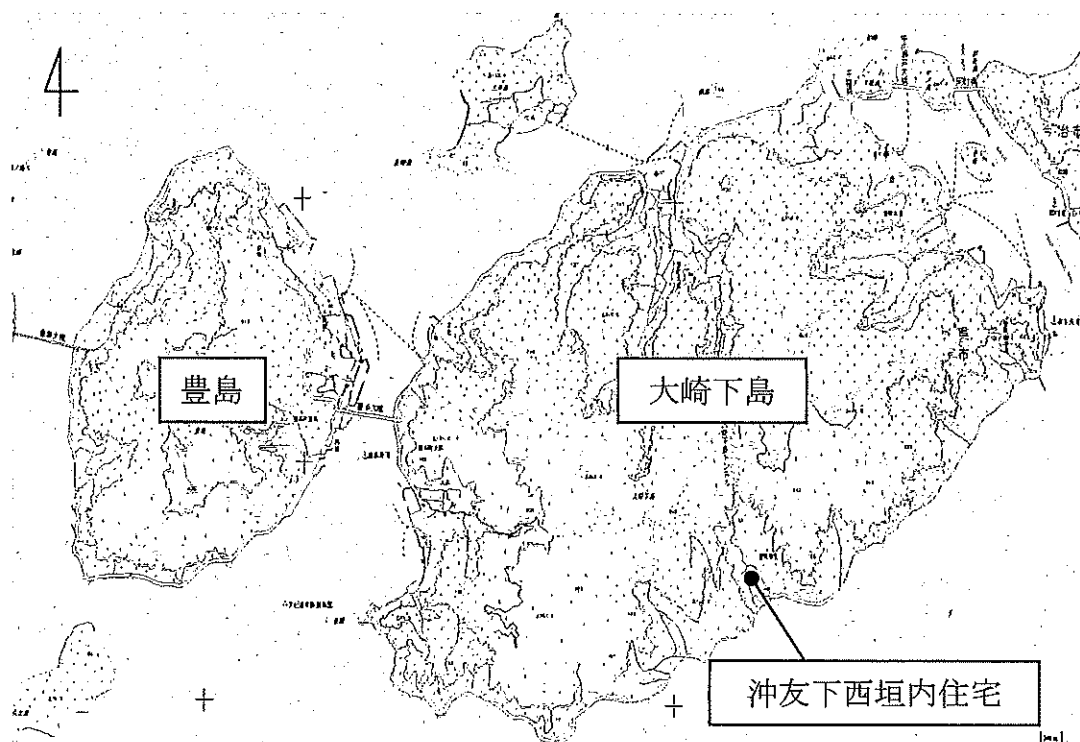
## 2 施設概要

名称	建築年度	構造	階数	入居可能戸数
沖友下西垣内住宅	昭和54年度	鉄筋コンクリート造	3階	6戸

## 3 施行期日

公布の日から

## 4 位置図



## 呉市教育委員会教職員住宅管理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、呉市教育委員会が管理する教職員住宅（以下「教職員住宅」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において「教職員住宅」とは、呉市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校に勤務する職員（主としてその職員の収入により生計を維持する者を含む。次条において「教職員等」という。）を居住させるための建物（附帯施設及びこれらの用に供する土地を含む。）をいう。

(入居資格)

**第3条** 教職員住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教職員等
- (2) その他委員会が適当と認める者

(入居の申請及び許可)

**第4条** 教職員住宅に入居しようとする者（次項において「申請者」という。）は、教職員住宅入居申請書を所属長を経由して委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をしたときは、教職員住宅入居許可書を申請者に交付するものとする。

(使用期間)

**第5条** 教職員住宅の使用期間は、委員会の所管に属する学校に勤務する職員として在職する期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号の規定により入居を許可された者の教職員住宅の使用期間は、委員会の定める期間とする。

(使用料)

**第6条** 第4条第1項の規定により教職員住宅の入居を許可された者（以下「使用者」という。）は、毎月末日までに、その月分の使用料を納付しなければならない。

2 教職員住宅の使用料は月額とし、その額は、別表の教職員住宅の名称の欄に掲げる区分に応じ、当該使用料の欄に定める額とする。ただし、月の途中で入居し、又は退去した場合における当該月分の使用料の額は、日割りにより計算した額とする。

3 前項の日割りにより計算した額とは、当該使用料月額を当該月の総日数で除して得た額に、当該月の教職員住宅の使用日数（入居した日又は退去した日を含む。）を乗じて得た額とする。こ

の場合において、日割りにより計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、切り上げるものとする。

(入居)

**第7条** 使用者は、教職員住宅の入居を許可された日から10日以内に当該教職員住宅に入居しなければならない。ただし、特別の理由により入居できないときは、その理由を付して入居の延期を申請することができる。

2 委員会は、前項ただし書の規定による入居の延期の申請があったときは、その理由がやむを得ないものと認めた場合に限り、入居すべき日を指定してこれを許可するものとする。

(使用者の注意義務)

**第8条** 使用者は、教職員住宅の使用について、火災予防等善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(改造の禁止)

**第9条** 使用者は、教職員住宅を増築若しくは改築し、若しくはその模様替えをし、又はこれに工作物を付設してはならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(転貸等の禁止)

**第10条** 使用者は、教職員住宅の全部又は一部を他人に転貸し、又は住宅以外の用に供してはならない。

(事故報告)

**第11条** 使用者は、教職員住宅を滅失し、又はき損したときその他教職員住宅の原形に異状を認めるときは、教職員住宅き損(滅失)状況報告書により、遅滞なく委員会に報告しなければならない。

(損害の賠償)

**第12条** 使用者は、その責に帰すべき理由により教職員住宅を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく原状に復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(経費の負担)

**第13条** 次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 戸、ふすま、障子、畳その他の造作の部分的修繕に要する費用
- (2) 電気、ガス及び水道の使用料
- (3) 教職員住宅に付設した消耗器材の取替えに要する費用
- (4) 汚物、じんかい等の処理に要する費用



- (5) 共用で使用する部分に係る費用
- (6) その他教職員住宅の使用に伴い専ら使用者の私用に係る費用  
(入居許可の取消し)

**第14条** 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入居の許可を取り消すことができる。

- (1) 教職員住宅の入居を許可された日（第7条第2項の規定により入居の延期の許可を受けたときは、その指定する日）から10日以内に入居しないとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 教職員住宅を他人に転貸し、又は住宅以外の用に供したとき。
- (4) 教職員住宅を故意に滅失し、又はき損したとき。
- (5) この規則に違反したとき。
- (6) その他委員会が必要と認めるとき。

(退去)

**第15条** 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から20日以内に退去しなければならない。ただし、特別の理由により退去できないときは、その理由を付して委員会に退去の猶予の申請を行うことができる。

- (1) 退職又は配置換え等により当該教職員住宅に居住する資格を失い、又はその教職員住宅に居住する必要がなくなったとき。
- (2) 当該教職員住宅の入居の許可を取り消されたとき。
- (3) その他教職員住宅を使用する必要がないと委員会が認めたとき。

**第16条** 退去しようとする者は、退去する日の5日前までに退去届を委員会に提出しなければならない。

2 退去する者は、退去する際、当該教職員住宅の異状の有無について係員の検査を受けなければならない。

(施行規定)

**第17条** この規則に定めるもののほか、教職員住宅の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、平成17年3月20日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	所在地	使用料	備考
沖友下西垣内住宅	吳市豊町沖友字下西垣内1524番地1	7,500円	

## 呉市教育委員会事務局組織規則

第5条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

2 学校施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校事務用品及び教材教具の調達に関すること（高等学校に係るものを除く。）。
- (2) 地方教育費の調査統計に関すること。
- (3) 学校運営費に関すること。
- (4) 社会教育施設及び学校施設の整備計画に関すること。
- (5) 社会教育施設及び学校施設の増改築工事計画に関すること。
- (6) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (7) 社会教育施設及び学校の設置及び廃止に関すること。
- (8) 社会教育施設及び学校施設の営繕及び学校施設の管理に関すること。
- (9) 教職員住宅及び学校給食共同調理場の営繕並びに教職員住宅の管理に関すること。
- (10) 学校コンピュータの整備及び管理に関すること。
- (11) 学校環境整備に関すること。
- (12) 学校給食に関すること。
- (13) 学校給食用備品の整備に関すること。
- (14) 呉市学校給食協会に関すること。
- (15) 学校給食共同調理場の統括及び総合調整に関すること。

### 付 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

